

事務局からのお知らせ

会員サイトの変更

会員サイトのURLが変更になりました。

8/12～8/16にサーバーの入替とメンテナンスを行いました。
会員サイトのURLが変更になりました。ブックマークされている場合は、下記に変更してください。

<https://www.fukushiniigata.or.jp/mms/member/>

会員サイトには最低月1回ログインしてください。

締日前に「**掛金確認**」で請求人数を確認し、届出漏れがないようにしてください。
会員サイト上部に重要なお知らせを表示していますので、ご確認ください。
月1回程度、**一斉メール**で重要なお連絡を送ることがありますので、こちらもご覧ください。

Q&Aをリニューアルしました。

会員サイトのメニューのQ & Aをリニューアルしました。
よくある質問を中心に記載してあります。
お問い合わせ前に、こちらをご利用ください。



3月退職者の給付状況のご報告

4月末までに県社協に到着した書類の処理状況

	令和2年	令和3年
退職書類受理数	852 件	807 件
銀行へ送付完了	5/13	5/7
退職金給付完了	6/1	5/26

このように3月退職でも、書類到着後**1ヶ月程度で退職金が給付**されています。
今年は退職者が少なかったこともありますが、**書類の不備が少なく**、
スムーズに処理を進めることができました。
担当者の皆様、ご協力ありがとうございました。
今後も給付までの日数短縮に努めてまいります。

制度の改正

職員は毎月加入できるようになりました。

職員の新規加入は、4月と10月に限定していましたが、令和3年4月から
毎月1日に加入できるようになりました。
中途採用で、加入資格を満たす場合、すぐに加入することができます。

<注意！>

加入を忘れていた場合、3か月以内であれば、遡って加入できますが、
新規加入の登録をした場合、**締日を過ぎると加入の取消はできません。**
(1ヶ月分掛金を負担していただきます。)

加入資格がないのに登録してしまったという問合せが非常に多いので、
十分ご注意ください。



脱退書類の提出についての注意事項

1. 脱退書類は事業所で必ず記入内容をご確認ください。

退職金の支払者は事業所ですので、内容に間違いがないことを確認して
県社協、三井住友信託銀行に給付を依頼してください。

2. 訂正印は不要です。

給付依頼書(三井住友信託銀行宛)は、受給権者の訂正印は不要です。
県社協会長印で訂正しますので、個人印は押さないでください。

3. 書類は事業所から郵送してください。

コロナ禍でもありすし、受付作業の迅速化のためにも
持参や本人からの提出はお控えください。

4. 原則として退職後に書類を送付してください。

3月末退職の場合は、退職前に書類の送付を受け付けます。
それ以外は退職後に送付されても給付日に変わりはありませんし、
紛失の恐れがありますので、原則として**退職後にご送付ください。**

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 清川 祐介 / 嘱託 枅堀 美子
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp

I 制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託（単独運用）契約を締結し、基金の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期するため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体（国及び地方公共団体以外のもの）。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。
掛 金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳：事業主1,500円、職員1,500円
給 付 金	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者
	○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給
	○退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

※令和3年 3月 31日現在

<加入施設数> 648施設・団体
<加入者数> 23,008名

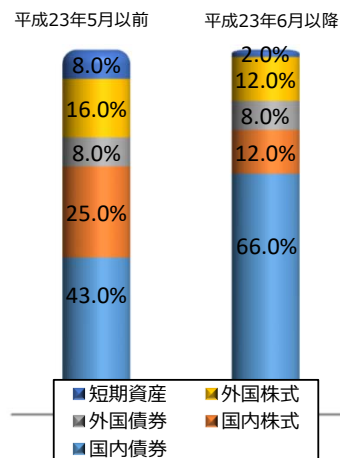
II 積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実にするため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる総合収益を長期的に確保することを基本方針としています。

なお、昨今の運用環境の変動制拡大に伴い、協議会の積立基金の運用についても、平成23年6月以降、より安定的なポートフォリオへの変更を行い運用しています。

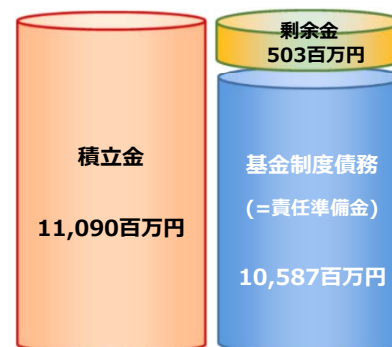
【資産配分計画】

対象資産	中心値	変更許容幅
国内債券	66.0%	61.0%～71.0%
国内株式	12.0%	7.0%～17.0%
外国債券	8.0%	3.0%～13.0%
外国株式	12.0%	7.0%～17.0%
短期資産	2.0%	0.0%～10.0%



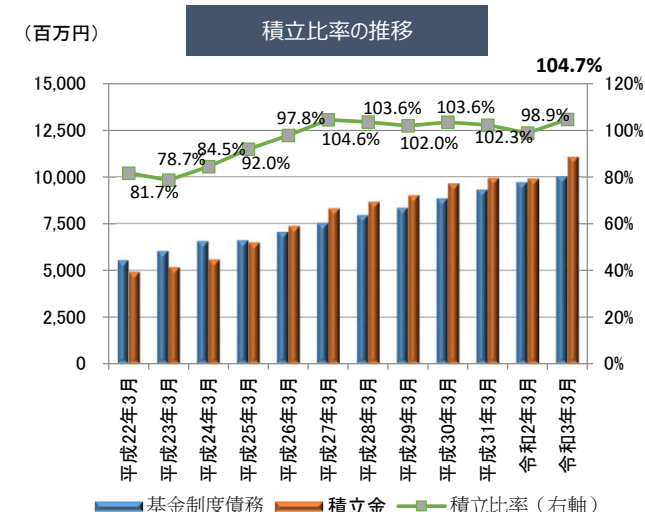
III 制度の財政状況

令和2年3月末基準の財政状況



積立率：104.7%

<責任準備金> 積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。
積立率が高い（不足金が少ない）ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。

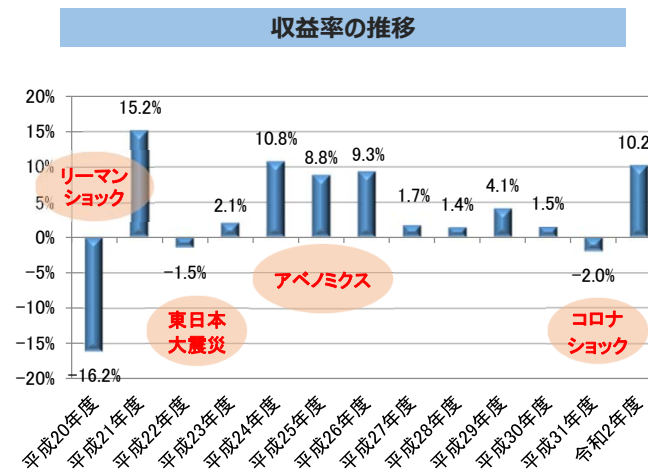


IV 積立基金の運用状況（平成20年度以降）

積立基金の運用は、平成20年度のリーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は中期的には堅調に推移しています。

令和2年度の株式市場は新型コロナウイルスの感染再拡大等を背景に弱含む局面もあったものの、ワクチン開発・接種の進展や主要国の大規模な経済対策・金融緩和などを背景に上昇しました。

その結果、年度を通じての本基金の運用実績は+10.2%となりました。



時価構成比 (令和3年3月末基準)

(金額単位：百万円)

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	7,140	64.4%
国内株式	1,279	11.5%
外国債券	907	8.2%
外国株式	1,483	13.4%
短期資産	280	2.5%
合計	11,090	100.0%

平成20年4月～令和3年3月末
までの累積収益率：50.8%
(年率：3.2%)